

北海道自殺対策連絡会議「計画部会」設置要綱（改正案）**（設 置）**

第 1 条 自殺の現状分析や施策の評価等を行い、本道における総合的な自殺対策の計画策定について検討するため、「北海道自殺対策連絡会議設置要綱」第 6 条の規定に基づき、北海道自殺対策連絡会議（以下、「連絡会議」という。）に「計画部会」（以下、「部会」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 条 部会は、次に掲げる事項について協議・検討を行う。

- （1）北海道の自殺対策における計画に関すること
- （2）北海道内の自殺の現状及び課題等の分析に関すること
- （3）北海道の自殺関連施策における評価に関すること
- （4）その他、部会の検討に関し必要な事項

（構成機関）

第 3 条 部会は、別表に掲げる構成機関で構成する。

（部会の開催）

第 4 条 部会の開催は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健担当課長（以下、「担当課長」という。）が決定し、次に掲げる事項を構成機関にあらかじめ通知するものとする。

- （1）部会の日時及び場所
- （2）議事
- （3）その他事前に通知する必要がある事項

（会 議）

第 5 条 部会の会議の議事進行は、担当課長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、担当課長は部会の会議の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を依頼することができる。
- 3 部会の会議は、必要に応じて連絡会議構成機関や関係機関等の職員を出席させて、その意見を求めることができる。

（庶 務）

第 6 条 部会の庶務は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において処理する。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、担当課長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 3 月 1 4 日から施行する。

この要綱は、平成 2 4 年 6 月 5 日から施行する。

北海道自殺対策連絡会議「計画部会」構成機関名簿

(別 表)

構成機関区分	機 関 名
保健・医療・福祉関係機関	北海道医師会 北海道精神科病院協会 北海道臨床心理士会 北海道立精神保健福祉センター 札幌こころのセンター
大学・研究機関	北海道大学医学部精神医学講座 <u>札幌医科大学医学部神経精神医学講座</u> 札幌医科大学医学部公衆衛生学講座
警察・消防機関	北海道警察本部
教育関係機関	北海道教育委員会 北海道PTA連合会 北海道高等学校PTA連合会
経営・労働関係機関	日本産業カウンセラー協会北海道支部 〔独〕労働者健康安全機構北海道産業保健総合支援センター
司法関係機関	日本司法支援センター札幌地方事務所
自殺等に関する民間活動団体	北海道いのちの電話 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 自死遺族の思いを語る集い「癒しの会」

計 18 機関